

# 長期収載品の処方または調剤に関する事項について

〔後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について〕

## ■ 「一般名処方」に関するお知らせ

当院では、医薬品の安定供給を確保するため、お薬を商品名ではなく有効成分で指定する「一般名処方」を行う場合があります。これにより、調剤薬局にて特定の医薬品が不足している場合でも、有効成分が同じ別の銘柄のお薬を柔軟に受け取ることが可能になります。

なお、医薬品の供給状況によっては、処方内容を変更せざるを得ない場合がございます。その際は、患者さんへ十分な説明を行い、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

## ■ 先発医薬品をご希望される際の「特別料金」について

令和6年10月より制度が改正され、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を患者さまのご希望で使用する場合、通常の自己負担額に加え、新たに\*\*「選定療養費」\*\*が発生することとなりました。

この費用は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する金額を、患者さま自身にご負担いただくものです。

**長期収載品とは：**後発医薬品が登場してから時間が経過した先発医薬品のことです。

**選定療養費とは：**保険診療の範囲外として、患者さまの選択によって発生する追加費用のことです。

### ○ 選定療養費の対象となる処方

- ・ 院外処方
- ・ 院内処方（入院患者さまは除く）

### ○ 選定療養費の対象となる医薬品について

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

### ○ 自己負担について

- ・ 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

### ○ 対象から除外される場合

- ・ 医師が療養上の必要性で後発医薬品への変更ができないと判断した場合
- ・ メーカーの出荷制限などで、後発医薬品を提供することができない場合
- ・ バイオ医薬品

注1 『選定療養費』は保険給付ではないため消費税がかかります。

注2 『選定療養費』のお支払いは、院内処方の場合は当院、院外処方の場合は調剤薬局となります。

注3 公費負担制度をご利用の場合も負担対象となります。

2025年1月1日